

#### 退職等による報酬の返還措置について

紹介人材が、入社後、本人の責により解雇され、又は自己都合退職をしたことにより、求人企業より受け取った報酬（以下コンサルティング料という）の返還を求められた場合には、以下の通りの料率により返還する。

但し企業側の理由に起因する退職は除く。

入社日以降1ヶ月未満の退職：コンサルティング料の75%

入社日以降2ヶ月未満の退職：コンサルティング料の50%

入社日以降3ヶ月未満の退職：コンサルティング料の25%